

第11章 条例・規程

○寒河江市水道給水条例

昭和37年3月30日条例第12号

〔昭和29年9月30日条例第39号寒河江市上水道使用条例を全文改正〕

改正

昭和40年3月31日条例第7号

昭和42年3月27日条例第12号

昭和45年6月23日条例第24号

昭和46年9月27日条例第23号

昭和48年12月21日条例第43号

昭和50年3月20日条例第22号

昭和51年3月23日条例第13号

昭和54年12月25日条例第38号

昭和55年3月26日条例第20号

昭和56年9月16日条例第29号

昭和57年3月27日条例第18号

昭和59年12月25日条例第25号

平成元年3月27日条例第23号

平成2年12月26日条例第28号

平成9年3月25日条例第20号

平成9年12月22日条例第34号

平成12年3月28日条例第30号

平成12年12月11日条例第47号

平成14年12月24日条例第46号

平成24年9月25日条例第29号

寒河江市水道給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第10条—第19条）

第3章 給水（第20条—第25条）

第4章 料金及び手数料（第26条—第35条）

第5章 取締（第36条—第42条）

第6章 貯水槽水道（第43条・第44条）

第7章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、寒河江市水道事業の給水装置工事、及び費用負担、料金その他供給条件、並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、寒河江市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第32号）第2条第2項の定めるところによる。

2 前項の給水区域内でも配水管の布設をしていないところ、又は工事の施工に支障があると認める地域には、給水しない事がある。ただし、配水管を布設していないところでも、給水を受けようとする者が工事費を負担するときはこの限りでない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「給水装置」とは、需用者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管、及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。
- (3) 「工事費」とは、給水装置工事の費用をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用栓 1世帯又は1個所で専用に限るもの、又は同一家屋に居住する2世帯以上で、連合使用する給水装置
- (2) 共用栓 屋外に設置し2世帯以上で家庭用として共用するもの、若しくは公衆の用に供する給水装置
- (3) 私設消火栓 消防の用に使用する私設の給水装置

(給水装置所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が市内に住所を有しない者、又は水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を選定し、管理者たる市長に届け出なければならない。代理人に異動があつた場合もまた同様とする。

(総代理人の選定)

第6条 次の各号の一に該当するものは、給水装置の管理を行う総代理人を選定し、管理者たる市長に届け出なければならない。総代理人に異動があつたときもまた同様とする。

- (1) 共用栓の使用者
- (2) その他管理者たる市長が必要と認めたもの

2 管理者たる市長は、前項により届け出された総代理人を不相当と認めるときは、これを変更させることが出来る。

(家族等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 給水装置の所有者若しくはその代理人又は使用者（以下「水道使用者等」という。）は、常に最善の注意をはらい、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、水質又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに管理者たる市長に届け、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

2 管理者たる市長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、修繕、その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕等に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者たる市長において特別の事情があると認められた場合は、この費用を徴収しないことができる。

4 水道使用者等は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 給水装置工事を行うときは、管理者たる市長の承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

(2) 量水器の点検、検査、又は修繕等の障害となる建築物、工作物、若しくは物件を設置してはならない。

(給水装置器具の操作)

第9条 量水器、止水栓、仕切弁、消火栓等の操作は、当該係員のほかこれをみだりに操作してはならない。ただし、防火又はその演習の場合において警察官、消防係員、及び私設消火栓の水道使用者等が操作するのはこの限りでない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込)

第10条 給水装置工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者たる市長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の申込があった場合において、管理者たる市長が必要と認めるときは、工事施行に関する利害関係人から同意書等の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第11条 工事は、管理者たる市長又は管理者たる市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 特殊装置工事をしようとするときは、管理者たる市長に届出で、その承認を得なければならない。

3 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者たる市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者たる市長の検査を受けなければならない。

4 指定給水装置工事事業者に関する事項は、管理者たる市長が別に定める。

(構造及び材質)

第12条 給水装置の構造及び材質に関する基準は、管理者たる市長が別に定める。

(工事費の負担)

第13条 工事費は、当該工事をする者の負担とする。ただし、管理者たる市長が特に必要があると認められたものについては、管理者たる市長においてその費用を負担することができる。

(加入金)

第14条 給水装置の新設又は量水器口径を増加する改造の工事の承認を受けた者は、管理者たる市長の指定する期日までに加入金を納入しなければならない。

2 加入金は、別表第1に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。

3 納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中における設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第15条 管理者たる市長が施行する工事費は、管理者たる市長が別に定める。

(工事費の予納)

第16条 管理者たる市長が工事を施行するときは、工事申込者は、設計により算出した工事費概算額を予納しなければならない。ただし修繕、その他の場合で管理者たる市長がその必要がないと認めるときは、その限りでない。

2 前項の概算額は工事竣工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付、又は追徴する。ただし、その額が還付又は追徴するために要する実費に満たないときは、この限りでない。

(工事費の分納)

第17条 管理者たる市長は、給水装置工事の工事費を一時に納入することが困難な事情のある者については、本人の申請により当該年度内において、工事着手の月から3か月以内の月割による分納を承認することができる。ただし分納の申請を提出する際には、管理者たる市長が適当と認める保証人の連署による月割納付証書を管理者たる市長に提出しなければならない。

2 月割納付の承認を得た者(以下「分納者」という。)が、分納額を納期限までに納入しないときはその承認を取消すことがある。この場合工事申込者は、工事費の未納金を即納しなければならない。

3 分納者が工事費を完納しない間に不可抗力、その他の事由により、給水装置を滅失、又はき損しても、その工事費は減免しない。

4 管理者たる市長は、分納者がその工事費を完納する見込みのないものと認めるときは、給水装置を撤去することがある。ただし、撤去物件の価格が、未納の工事費及び撤去に要した費用に比して過不足がある場合は、還付または追徴する。この場合の撤去物件の価格は、管理者たる市長が定める。

(給水装置所有権の留保)

第18条 給水装置の所有権は、工事費完納のとき申込者に帰属する。

(給水装置の変更等の工事)

第19条 管理者たる市長は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者、又は所有者の同意がなくとも、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第20条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、異常湧水、その他公益上止むを得ない事情、及び法令、並びにこの条例の規定による場合のほか、給水の制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限、又は停止しようとするときは、その日時、及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限、又は停止のため、使用者等に損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わないものとする。

(量水器の設置)

第21条 給水量は、市の量水器により計量する。ただし、管理者たる市長においてその必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 量水器は、給水装置に設置し、その位置は管理者たる市長が定める。

(量水器の貸付)

第22条 量水器は管理者たる市長が設置して、水道使用者等に保管させる。ただし次の各号の一に該当する場合には、これを水道使用者等に設置させることができる。

(1) 著しく大きな口径の量水器を必要とするとき。

(2) その他管理者たる市長が必要と認めるとき。

2 前項の保管者は、善良な注意のもとに量水器を管理しなければならない。

3 量水器の保管者が、その責に帰すべき事由により、量水器を亡失し又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(届出)

第23条 水道使用者等は、水道の使用を開始、休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者たる市長に届け出なければならない。

2 給水装置の所有者又は使用者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに管理者たる市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があつたとき。

(2) 共用栓の使用世帯主に異動があつたとき。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消火又は消防演習の場合のほかは使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習のために使用するとき、管理者たる市長に届け出の上立合を求めなければならない。

3 私設消火栓の所有者は、火災の場合における公益上の使用を拒むことができない。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 給水装置の機能、又は水質について、水道使用者等から検査の請求があつたときは、市がこれを行い検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を必要とするときは、その費用を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付義務者)

第26条 水道使用料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、別表第2に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金算定の基準)

第28条 料金は、あらかじめ管理者たる市長が定めた隔月定例日に量水器の検針を行い、その計量した使用水量をもつて定例日の属する月分及びその前月分をまとめて算定するものとする。この場合における使用水量は、各月均等とみなす。

(使用水量の認定)

第29条 次の各号の一に該当する場合における使用水量の認定は、管理者たる市長が行う。

(1) 量水器に異常があつたとき。

(2) 量水器が設置されていないとき。

(3) 量水器の点検が不可能のとき。

(4) 漏水その他の理由により使用水量が不明なとき。

2 1個の量水器を利用者2名以上で利用した場合の使用水量は、各利用者均等とみなす。ただし、管理者たる市長は、利用者の申し出に基づき必要と認めるときは、各利用者の使用水量を認定することができる。

(基本料金算定の特例)

第30条 月の中途において、水道利用を開始、又は利用を止めた場合の基本料金の月額、次の各号に掲げるところによる。

(1) 使用日数が 15 日以下のとき、基本料金の月額額の 2 分の 1

(2) 使用日数が 15 日を超えるとき、基本料金の月額

2 月の中途において、量水器口径に変更があつた場合の基本料金の月額は、その使用日数の多い方によって徴収する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方による。

(私設消火栓の料金)

第 31 条 私設消火栓からは使用料を徴収しない。ただし、演習のため使用するものにあつては 1 回 1 栓につき 5 分以内とし、500 円を徴収する。

(料金の前納)

第 32 条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道使用申込みの際、管理者たる市長は使用予定水量に相当する概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、水道使用中の届け出があつたときに精算するものとする。ただし、届け出でない場合であっても、管理者たる市長において中止したと認めるときは、これを精算することができる。

(料金の納期及び徴収方法)

第 33 条 料金の納期は、毎徴収月の末日までとする。

2 料金は、集金、口座振替、又は納入通知書による方法により、2 カ月分まとめて隔月徴収する。

3 管理者たる市長は、特別の事由により必要と認めるときは、前 2 項の納期、徴収方法を変更することができる。

(手数料)

第 34 条 手数料は別表第 3 の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者たる市長が特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後これを徴収することができる。

(料金手数料等の減免)

第 35 条 管理者たる市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第 5 章 取締

(給水装置の検査及び費用負担)

第 36 条 管理者たる市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適切なる措置を指示し、又は自からこれを措置することができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 37 条 管理者たる市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 4 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者たる市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者たる市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第8条第3項の修繕費、第15条の工事費、第27条の料金、又は第34条の手数料を納期限までに納入しないとき。
- (2) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行ったとき。
- (3) 水道の利用者が正当の理由がなくて第28条の使用水量の計量、又は第36条第1項の給水装置の検査を拒み、又はこれを妨げたとき。
- (4) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者たる市長は、次の各号の一に該当する場合で管理上必要があると認めた場合には、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が3か月以上所在不明で、かつ給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用休止の状態にあって、将来使用の見込みがないとき。

(督促及び督促手数料並びに延滞金)

第40条 料金、手数料その他の収入を納期限までに納付しない場合における督促状の発付、及び督促手数料、並びに延滞金の徴収に関しては、寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和41年市条例第31号）の定めるところによる。

(過料)

第41条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第8条第1項による給水装置の管理を著しく怠った者
- (2) 第10条第1項による承認を得ないで給水装置の新設、改造又は撤去した者
- (3) 正当な理由がなくして第21条第2項の量水器の設置、第29条の使用水量の計量、第36条第1項の給水装置の検査又は第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 私設消火栓、止水栓及び仕切弁をみだりに操作した者
- (5) 量水器の作用を妨害した者

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 市長は、詐欺、その他不正な行為によって第27条の料金、又は第34条の手数料の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第43条 水道事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(この条例の施行に関し必要な事項)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者たる市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 寒河江市上水道使用条例(昭和29年市条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現になされている承認、検査、処分又は申込み届出その他の手続きは、この条例の規定により行ったものとみなす。

4 この条例施行の際現に共用せんの組合長となっている者は、この条例第6条の規定による総代人とみなす。

附 則(昭和40年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月27日条例第12号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年6月23日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年9月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第6号の改正規定は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則(昭和48年12月21日条例第43号)

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の寒河江市水道給水条例第24条、第25条、第28条、第31条、第32条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年3月20日条例第22号)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この条例は、昭和50年4月1日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年12月25日条例第38号)

改正

昭和55年3月26日条例第20号

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日(寒河江市簡易水道事業については、昭和55年9月30日)までに申込みが受理された給水装置の新設及び量水器口径を増加する改造の工事に係る分岐料の額については、改正後の寒河江市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第14条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、昭和55年5月分の料金から適用し、同年4月分の料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年3月26日条例第20号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月16日条例第29号)

この条例は、昭和56年12月1日から施行し、昭和57年1月分として徴収する料金から適用する。

附 則(昭和57年3月27日条例第18号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第30条及び第34条の改正規定は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月25日条例第25号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この条例は、昭和60年4月1日以後に使用する水道から適用し、同日前に使用した水道については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月27日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成2年12月26日条例第28号)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 この条例は、施行の日以後の使用に係る水道使用料から適用し、同日前の使用に係る水道使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒河江市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成9年12月22日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日までに受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月11日条例第47号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第46号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行の日以後の使用に係る料金から適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、これを各日均等に使用したものとみなし、日割計算により算定するものとする。

別表第1

加入金

量水器口径	加入金の額	備考
13 ミリメートル	40,000 円	(1) 量水器口径を増加する改造の工事の加入金の額は、新口径に係る加入金の差額とする。
20 ミリメートル	45,000 円	
25 ミリメートル	80,000 円	
		(2) 量水器口径 100 ミリメートルを超えるも

30 ミリメートル	150,000 円	のの加入金は、管理者たる市長が別に定める額とする。
40 ミリメートル	250,000 円	
50 ミリメートル	400,000 円	
75 ミリメートル	800,000 円	
100 ミリメートル	1,500,000 円	

別表第2
水道使用料

種別	設置量水器1個につき1箇月			
	量水器口径	基本料金	使用水量	水量料金
専用栓及び共用栓	13 ミリメートル	510 円	1 立方メートルにつき	160 円
	20 ミリメートル	1,220 円		
	25 ミリメートル	3,200 円		
	30 ミリメートル	6,800 円		
	40 ミリメートル	9,800 円		
	50 ミリメートル	14,500 円		
	75 ミリメートル	36,300 円		
	100 ミリメートル	61,800 円		
備考	この表に表示されない量水器口径の基本料金については、管理者たる市長が別に定めた額とする。			

別表第3

- 1 設計手数料 管理者たる市長が設計するものについては、1 工事につき設計額の3パーセント
- 2 設計審査手数料
 - (1) 新設工事 1 工事につき 2,000 円
 - (2) 上記以外の工事 1 工事につき 1,500 円
- 3 工事検査手数料

各工事共1件につき

水栓2個までの工事 300 円

水栓3個又は4個の工事 600 円

水栓5個以上の工事 900 円
- 4 指定手数料

指定給水装置工事事業者1件につき 3,000 円
- 5 前記以外のほか、特別な手数料を要するものは、その実費額

○寒河江市水道給水条例施行規程

昭和 45 年 7 月 1 日水道事業管理規程第 2 号

改正

昭和 47 年 1 月 10 日水管規程第 6 号

昭和 48 年 12 月 25 日水管規程第 2 号

昭和 55 年 3 月 26 日水管規程第 7 号

昭和 61 年 4 月 28 日水管規程第 3 号

平成 10 年 3 月 20 日水管規程第 1 号

平成 15 年 1 月 24 日水管規程第 1 号

平成 16 年 3 月 26 日水管規程第 1 号

平成 22 年 3 月 12 日水管規程第 1 号

寒河江市水道給水条例施行規程

(目的)

第 1 条 この規程は、寒河江市水道給水条例（昭和 37 年市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 43 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共用栓の使用)

第 2 条 共用栓の給水は、水道使用開始届により開栓した日から、その使用を開始したものとみなす。

(給水装置の所有権の異動及び撤去)

第 3 条 給水装置の所有権に異動が生じた場合は、当事者が連署の上、遅滞なく、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）に届出なければならない。

2 前項の届出の際に、前所有者の連署を得られないときは、その理由を述べて管理者たる市長の承認を得なければならない。

3 給水装置の所有者がその装置を撤去しようとするときは、管理者たる市長の指示によらなければならない。

(工事の申込み)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項の規定により、利害関係人の同意書の提出を要する場合は、次の各号に該当するときとする。

(1) 他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

(3) その他管理者たる市長が必要と認めるとき。

(期日の指定)

第 5 条 条例第 14 条の規定による管理者の指定する期日は、量水器設置申し込みの日とする。

(工事費の算出)

第 6 条 条例第 15 条の規定による工事費の算出は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 材料費は、管理者たる市長が定める材料単価表による。

(2) 労力費は、管理者たる市長が定める労務単価表による。

(3) 道路復旧費は、道路管理者が定める道路復旧方法により、管理者たる市長が定める額とする。

(4) 間接経費は、次のとおりとする。

ア 運搬費 別に定める。

イ 安全費

(ア) 国道及び県道について

材料費、労力費（以下「直接工事費」という。）及び運搬費の合計額の 100 分の 4 以内とする。

(イ) 市道及びその他道路について

直接工事費及び運搬費の合計額の 100 分の 3 以内とする。

(ウ) 宅地内について

直接工事費及び運搬費の合計額の 100 分の 2 以内とする。

ウ 現場管理費 直接工事費、運搬費及び安全費の合計額の 100 分の 11 以内とする。

エ 一般管理費 直接工事費、運搬費、安全費及び現場管理費の合計額の 100 分の 13 以内とする。

オ 設計費 直接工事費、運搬費、安全費、現場管理費及び一般管理費の合計額の 100 分の 3 とする。

カ 道路使用申請料 別にさだめる。

2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前 2 項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者たる市長が別に定める。

（給水制限、停止の予告）

第 7 条 条例第 20 条第 2 項の規定により、給水の制限又は停止しようとするときは、広報車、文書、口頭及び望楼よりの放送又は有線放送をもつて予告する。

（給水量の認定）

第 8 条 条例第 29 条第 1 項の規定による給水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 量水器に異常があつたときは、量水器取替後の使用量を基準として日割計算により、異常があつた期間の使用数量を認定する。

(2) 量水器が設置されていないとき、又は漏水その他の理由により使用水量が不明なときは、使用数量を認定する月の前 2 カ月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。

2 同条第 2 項ただし書の規定の場合は、使用者の業態、家族数、用途別又は各使用水量等を考慮して認定する。

（料金）

第 9 条 水道使用の休止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合でも条例第 27 条の規定による料金を納入しなければならない。

2 料金納入後において料金算定に錯誤があつたときは、翌月以後の料金納入の際に過不足額を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は休止した者の料金については、速やかに過不足額を精算する。

（料金算定の特例）

第 10 条 条例第 30 条第 1 項の規定による量水器の点検ができないときの料金の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) その月の 15 日以前のときは、前月分の料金の 2 分の 1 の額

(2) その月の 15 日以後のときは、前月分の 1 カ月分の料金の額

（料金、手数料の減免）

第 11 条 条例第 35 条の規定による料金、手数料の減免を受けようとする者は、その理由を記載して管理者たる市長に申請しなければならない。

（給水装置、量水器の点検、集金職員等の身分証明）

第 12 条 量水器の点検又は給水装置、給水状況の検査及び水道使用料金等の集金に従事する職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第13条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を年1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検を行うなど有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、年1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

（届出等の様式）

第14条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第4条第3号の規定による私設消火栓設置申請書 様式第1号

(2) 条例第5条の規定による代理人の届出書 様式第2号

(3) 条例第6条の規定による総代理人の届出書 様式第3号

(4) 条例第10条第1項の規定による給水装置工事申込書 様式第4号

(5) 条例第11条第2項の規定による給水特殊装置工事申請書 様式第5号

(6) 条例第17条第1項の規定による月割納付申請書 様式第6号

(7) 条例第17条第1項の規定による月割納付証書 様式第7号

(8) 条例第22条第1項の規定による量水器保管証書 様式第8号

(9) 条例第23条の規定による届出書

ア 水道使用開始届（新設、再開のとき。） 様式第9号

イ 水道使用休止・廃止届（休止、廃止のとき。） 様式第10号

ウ 所有者又は使用者の異動のとき 様式第11号

(10) 条例第24条第2項の規定による消火栓の使用届 様式第12号

(11) 条例第25条第1項の規定による検査請求書 様式第13号

(12) 条例第32条の規定による臨時栓使用届 様式第14号

(13) 第12条の規定による身分証明書 様式第15号

附 則

（施行期日）

1 この規程は、昭和45年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行前に寒河江市水道給水条例施行規則（昭和37年市規則第3号）の規定により、届出、請求、各工事の申込み、認定及びその他の行為で、この規程中相当する規定があるものは、この規程の規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和47年1月10日水管規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、昭和47年1月20日から施行する。

(様式の読替規定)

- 2 この規程による改正後の寒河江市水道給水条例施行規程の様式中「寒河江市長」とあるのは「寒河江市水道事業管理者の権限を行う寒河江市長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (昭和 48 年 12 月 25 日水管規程第 2 号)

この規程は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 26 日水管規程第 7 号)

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 4 月 28 日水管規程第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寒河江市水道給水条例施行規程は、この規程の施行の日以後に受付する給水装置申込みの工事から適用し、同日前に受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年 3 月 20 日水管規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寒河江市水道給水条例施行規程は、この規程の施行の日以後に受付する給水装置申込みの工事から適用し、同日前に受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成 15 年 1 月 24 日水管規程第 1 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 26 日水管規程第 1 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 12 日水管規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寒河江市水道給水条例施行規程の様式に基づき提出された申込み及び届出は、この規則による改正後の寒河江市水道給水条例施行規程の規定によりなされたものとみなす。

私設消火栓設置申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

申請者住所
氏 名 印

下記のとおり設置くださるよう申請します。

設 置 場 所	寒河江市 (町会)
設 置 個 数	屋、内、外 個
付 属 品	
参 考 事 項	

※裏面に位置図を添付して下さい。

様式第2号

代理人選定（異動）届

年 月 日

寒河江市長 殿

給水装置所有者住所
氏 名 印

下記のとおり代理人を選定（異動）したので、代理人連署をもって届けます。

給水装置所在地	寒河江市 (町会)
給水装置番号	専用栓、 共用栓 第 号
代理人住所	寒河江市 (町会)
氏 名	印
備 考	
	受付印

様式第3号

総 代 人 選 定 (異 動) 届

年 月 日

寒河江市長 殿

新総代人氏名 印

下記のとおり総代人を選定(異動)したので届けます。

給水装置所在地	寒河江市 (町会)
種類及び水栓番号	専用栓、 共用栓 第 号
異 動 年 月 日	年 月 日
新 総 代 人 住 所	寒河江市
旧 総 代 人 住 所	寒河江市 (町会)
氏 名	印
備 考	
	受付印

給水装置工事申込書

寒河江市長 殿

年 月 日

給水装置工事の施行承認を受けたいので、下記のとおり申込みます。
記

		給水装置番号	第	号
申込者 (委任・所有者)	住所	(ふりがな) _____		
	電話番号 ()	氏名	印	
指定工事業者 (受任者)	住所・氏名又は名称及び代表者	主任技術者 交付番号 ()		
	指定工事業者指定番号 ()	氏名 印		
	住所	水道法施行令第5条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合した材料を使用します。		
	氏名 印	分岐工事業者 交付番号 ()		
	電話番号 ()	資格名 ()		
		氏名 印		
給水装置場所				
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 (口径 mm →口径 mm) <input type="checkbox"/> 道路・内線			
	<input type="checkbox"/> 移転 (対象給水装置番号:) <input type="checkbox"/> その他 ()			
給水方式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式 (階) <input type="checkbox"/> 直結増圧式 (階) <input type="checkbox"/> 受水槽式 (<input type="checkbox"/> 10m ³ 超 <input type="checkbox"/> 10m ³ 以下)			
使用用途	総給水栓数		栓	設計図書類 別紙のとおり
道路の種類	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市町道 <input type="checkbox"/> 農道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他 ()			
被分岐管種別	<input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 本人所有給水管(給水装置番号:) <input type="checkbox"/> 他人所有給水管(給水装置番号:)			
分岐管種・口径	管・口径 mm		取付メーター口径	口径 mm
予定工期	T事施行承認の日から 年 月 日まで (T期変更: 年 月 日まで)			
申込者(委任・所有者)は、上記指定工事業者(受任者)に対し、給水装置工事に係る次の権限を委任します。				
委任内容	1. 給水装置T事の申込み、変更、取り止め及びしゅんT検査における一切の事務処理等に関する事。 2. 給水装置T事の申込みに係る納入金の納付及び還付に関する事。 3. 給水装置T事しゅんT後に作成する給水装置T事記録の保存に関する事。			

※ 給水装置工事申込者は、太枠内のみ記入願います。

給水特殊装置工事申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

申請者住所
氏 名 印

下記のとおり給水特殊装置を設置したいので、施工現場図面並びに記載の使用材料を確認のうえ承認くださるよう申請します。

給水装置所在地	寒河江市 (町会)
給水装置所有者	
給水装置番号	専用栓、 共用栓 第 号
施工現場図面 及び使用材料	別紙のとおり (位置図、平面図、縦横断面図、詳細図等)
	受付印

給水装置工事費月割納付申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

給水装置申込者住所

氏 名 印

下記、給水装置工事費について一時に納入できない事情にあり、月割納付の方法により納付したいので、連帯保証人連署の上月割納付証書を提出しますので承認くださるよう申請いたします。

給水装置の場所	寒河江市 (町会)	
工費設計概算額	金	円
月割納付期間	年 月 日から 年 月 日まで	か月間
連帯保証人	寒河江市 氏 名 印	
保証人資格	生年月日	
	職 業	
	備 考	
		受付印

給水装置工事費月割納付証書

年 月 日

寒河江市長 殿

印 紙	申請者 住 所	氏名	印
	連帯保証人住所	氏名	印

給水装置の場所	寒河江市 (町会)
給水栓の種類	専用栓、 共用栓
設計概算額	金 円
分納方法	回分納

内 訳

回	納 入 期 限	金 額

上記給水装置工事費を下記事項に留意して納付すべく連帯保証人連署をもって本証書を提出します。

- 1 分納月額及び納期間は市の決定に従います。
- 2 分納工事費は毎月納期限までに支払います。
- 3 給水装置は、工事費の完納するまで市の所有とし、責任をもって保全いたします。
- 4 分納工事費を滞納した場合又は無断転出した場合は、市の処分を受けても異議ありません。
- 5 精算により設計概算額に過不足を生じた場合は最終分納額を訂正しても異議ありません。

処理者印	受付印

量水器保管証書

給水装置所有者 住所 _____
 氏名 _____ ㊦

下記のとおり給水使用のため借受保管いたしましたから寒河江市水道給水条例を厳守履行いたします。

口 径	量水器番号	設 置 場 所
φ mm	—	

水 道 使 用 開 始 届

年 月 日

寒河江市長 殿

水道の設置場所		寒河江市			種 別	
使 用 者	住 所				<input type="checkbox"/> アパート	<input type="checkbox"/> 住 宅
	ふりがな				<input type="checkbox"/> 借 家	<input type="checkbox"/> 工 場
	氏 名	㊦			<input type="checkbox"/> 店 舗	<input type="checkbox"/> 農 園
	電話番号	()			<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> その他
所 有 者	住 所				給水装置の用途	
	ふりがな				<input type="checkbox"/> 家庭用	<input type="checkbox"/> 団体用
	氏 名	㊦			<input type="checkbox"/> 営業用	<input type="checkbox"/> 農園用
	電話番号	()			<input type="checkbox"/> 工業用	
検 針 順 路	地区町会枝	個人	枝	新 設 φ mm	指定工事業者名	
				増口径 φ → mm 加入金 ¥ 円		
開始年月日		量水器口径	量水器番号		指 針	加入金領収印
年 月 日		φ mm	—		m ³	
水栓番号 (給水装置番号)		検定満了 年 月	マスター 処 理	年月日	実 施 者	
				年 月 日		

※裏面に位置図を添付してください。水道使用開始届は、太枠内のみ記入願います。

水道使用（新設・再）開始届

年 月 日

寒河江市長 殿

開始希望年月日 年 月 日

水道の設置場所	町会名 ()					1アパート	5社宅		
使用者 住所 ふりがな 氏名	TEL					2借家	6官舎		
	使用人数 印 (人)					3店舗	7農園		
所有者氏名						お客様番号			
						※			
実施年月日	口径 φ	メータ番号	休栓時指針 m ³	指針 m ³	実施者印	検針順序			
						- -			
開栓手数料	支払方法			備考		水栓番号			
年 月 日	1 上記住所へ送付					マスタ異動処理			
	2 ()が後日持参					処理月日		実施者	
	3 開栓時現地支払 午前 (月 日 午後 時頃)					月 日			
	4 その他 ()								

様式第10号

水道使用休止・廃止届

年 月 日

寒河江市長 殿

実施希望年月日 年 月 日

水道の設置場所						1アパート	2借家	3店舗
使用者住所	(TEL)					4持家	5社宅	6官舎
						7農園	8その他	
使用者氏名	印					お客様番号	-	
						検針順序	- -	
所有者氏名	(TEL)					水栓番号		
						メータ番号		
転出(居)先	(TEL)					口径	指針	実施者印
						φ	m ³	
料金精算方法	1口座精算 2転居先へ納付書送付					実施年月日	年 月 日	
	3現地精算 (日時 年 月 日 午前 午後 時頃)					下水有無 検針状況	前回指針 前回検針年月日	開栓日
納入区分	未納状況					下水なし 通常検針	m ³	実施者
備考						マスタ 異動処理	処理月日	
						月 日		

様式第 11 号

給水装置 所有者・使用者 異動届

年 月 日

寒河江市長 殿

		届 人	住 所		TEL	
			ふりがな		印	
水道の設置場所		寒河江市		異 動 事 由		1 売買 2 死亡のため相続 3 転居 4 その他 ()
旧所有者 使用者	住 所	印		異動年月日		年 月 日
	氏 名			お客様番号		-
新所有者 使用者	住 所	印		検 針 順 序	- -	
	氏 名			メータ番号		
	住 所	印		口 径	φ	指 針
	氏 名			下 水 有 無	m ³	水 栓 番 号
転 出 (居) 先		(TEL)		検 針 状 況		
				前 回 検 針 年 月 日		H / /
				前 回 指 針		m ³
料 金 精 算 方 法		1 口座精算 2 転居先へ納付書送付 3 現地精算 午前 (日時 年 月 日 午後 時頃)		納入区分	未 納 状 況	実施者
備 考				マスタ 異動処理	処 理 月 日	
						月 日

私 設 消 火 栓 使 用 届

年 月 日

寒河江市長 殿

申請者住所
氏 名 印

下記のとおり使用したいので、係員立会くださるよう届けます。

設置場所	寒河江市 (町会)										
所有者											
使用日時	年	月	日	午	前	後	時	分	から	時間	分
				午	前	後	時	分	まで		
使用目的											
立会人	年	月	日	午	前	後	時	分	から	時間	分
				午	前	後	時	分	まで		
備考											
										立会者印	受付印

給水装置の機能、水質検査請求書

年 月 日

寒河江市長 殿

給水装置使用者
給水装置所有者 印
総 代 人

下記のとおり給水装置の機能、水質に異状の疑いがありますので、検査くださるよう
請求します。なお検査に要する費用は、指定のとおり納付いたします。

給水装置の場所	寒河江市 (町会)
給水装置栓番号	専用栓、 共用栓 第 号
検 査 理 由	
備 考	
	受付印

臨 時 栓 使 用 届

年 月 日

寒河江市長 殿

使用者住所
氏 名 印

下記のとおり臨時栓を使用したいので届けます。

給水装置の場所	寒河江市 (町会)
給水装置所有者	寒河江市 氏 名 印
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
備 考	
	受付印

表

第 号
身 分 証 明 書
職名
氏名
年 月 日生
上記のものは寒河江水道事業所員であることを証明する。
年 月 日交付
寒河江市長 印

裏

- 1 本証は寒河江市水道給水条例施行規程第12条の規定によって発行するものである。
- 2 本証は給水装置、給水の状況、量水器の点検及び水道料金等の集金に従事するときは必ず携帯しなければならない。
- 3 本証は関係人の請求があつたときはいつでもこれを提示しなければならない。
- 4 本証は他人に貸与したり譲渡することはできない。
- 5 本証をき損又は紛失したときは直ちに届出再交付を受けなければならない。
- 6 本証の有効期間は発行の日より1年とする。ただし市職員を退職したときはこの限りでない。

○寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

昭和 50 年 3 月 27 日水道事業管理規程第 4 号

改正

平成 9 年 9 月 30 日水管規程第 2 号

平成 15 年 1 月 24 日水管規程第 2 号

寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、寒河江市水道給水条例第 12 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準を定めることを目的とする。

(構造基準)

第 2 条 給水装置には、給水管並びにこれに連結する分水栓、止水栓、給水栓、量水器及びこれらに附属する用具を備えるものでなければならない。

(給水方式)

第 3 条 給水方式は通常本市上水道の水圧で直接給水することを原則とする。ただし、一時に多量の水を使用するとき、又は著しく水圧に影響を及ぼすおそれのある個所、その他必要がある場合は、適当な個所に受水タンクを設けこれより給水しなければならない。

(工事の設計範囲)

第 4 条 給水装置工事の設計は、直接給水するものは最下流部の給水用具まで、受水タンクを設けるものは、受水タンクの流出口までとする。

(給水管の口径)

第 5 条 給水管の口径は、その用途別使用水量と同時使用率等を考慮して定め、使用水量に比し著しく過大であってはならない。

2 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径より小さいものとする。

3 給水管は、配水管の計画最低水圧時においても、その所要水量を供給できるだけの口径を有するものでなければならない。

(構造及び材質)

第 6 条 給水装置に使用する給水管、分水栓、止水栓、給水栓、その他付属器具の構造及び材質は、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 4 条に定める基準に適合するものでなければならない。

(給水管の種類)

第 7 条 給水管は、令第 4 条に定める基準に適合するものでなければならない。

(給水管の埋設)

第 8 条 給水管は、道路の端までは原則として配水管にほぼ直角となるよう埋設しなければならない。

2 給水管を道路の側溝又は開渠を横断して布設する場合は、川底より 0.30 メートル以上下部に埋設することとし、現場の事情によりやむを得ず開渠に添架する場合は、流水を妨げないようにし、「さや管」を用い、かつ凍結防止を施さなければならない。

3 給水管の埋設深度は、給水管の頂部と路面との距離が、公道内では当該給水管を設ける道路の舗装の厚さに 0.30 メートルを加えた値(当該値が 0.60 メートルに満たない場合には、0.60 メートル)以上、私道内では 0.60 メートル以上、宅地内では 0.45 メートル以上を標準としなければならない。

4 給水管を埋設する際は公道内では管の上部 0.30 メートルは砂で胴締めを行いその上に碎石を原則として厚さ 0.30 メートルを超えない層ごとに十分締めをし、宅地内では砂及び良質な土砂で十分締めをして、埋戻しをしなければならない。

(給水管の保護)

第9条 給水管の保護は、次の各号の方法によらなければならない。

- (1) 給水管を埋設した後において衝撃を受ける恐れがあると認められる個所には、必ず防護施設をすること。
- (2) 地上立上り部分や露出部分等凍結の恐れのある箇所については、給水管に防寒措置を施し、必要に応じて給水管の地中又は下方に水抜せん等の排水装置を設けること。
- (3) 給水管が酸、アルカリ等によっておかされる恐れのある箇所に布設するときは、給水管に防食措置を施すこと。
- (4) 電食の恐れのある箇所に金属性の給水管を布設するときは、電食防止上適切な措置をすること。

(給水管の分岐)

第10条 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じた、分水栓、サドル付分水栓、割T字管又はチーズ、T字管を用いなければならない。

2 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の分岐位置から 0.30 メートル以上離れていなければならない。

(止水栓及び仕切弁)

第11条 給水装置には、宅地内に止水栓、仕切弁を取付けなければならない。ただし、止むを得ない事情のある場合には道路部分の端とし、交通その他安全と認められるところに取付けなければならない。

- 2 給水管からさらに給水管を分岐して給水装置を設けるときは、各量水器の流入口側に 1 個の止水栓、又は仕切弁を必ず設けなければならない。
- 3 1 本の給水管に多数の支せん装置があるときは、なるべく要所に止水装置をなし、止水区域を設けなければならない。
- 4 工事現場又はその他の都合により、止水栓、仕切弁以外の弁類をもつて取付ける必要がある場合は、管理者の承認を得なければならない。

(量水器の設置)

第12条 量水器は、給水管と同径のものを使用し、給水せんより低位に、かつ水平に設置しなければならない。

2 量水器の設置個所は、敷地内の点検しやすく乾燥して汚水の入り難く、かつ損傷のおそれのない個所を選定して設置しなければならない。

(消火栓)

第13条 消火栓は、地上式及び地下式を問わず、何れも放水口金具は町野式を使用し、また消火栓の取口には、仕切弁を取り付けなければならない。

(きょう類)

第14条 量水器、止水栓、仕切弁等を地中に埋設するときは、これを保護するためきょうを取付けなければならない。

(危険な接続等)

第15条 給水装置は、次の各号の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 給水管を水撃作用が生ずる恐れのある給水用具に直結するときは、水撃防止措置を講じなければならない。
- (2) 給水管には、市営水道以外の水管及びその他汚染の原因となる恐れのあるものと直結しないこと。
- (3) 浄水を入れ、又は受ける用具及び施設は流入口を落とし込みとし、満水面と流入口の間隔は、令第4条に定める基準に適合しなければならない。
- (4) 洗浄弁又は便器を使用するときは、完全な逆流防止装置を設けること。
- (5) 給水管中に空気の停滞を生ずるおそれのある個所には、これを排除する装置を設けること。
- (6) 給水装置の末端には、停滞水を生じない設備であること。

(給水管及び給水用具の指定)

第16条 管理者は、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、配水管に給水管を取り付ける工事及び取付口から量水器までの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(規程に対する疑義)

第17条 この規程に疑義あるときは、管理者の解釈によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(昭和37年訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成9年9月30日水管規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寒河江市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程は、施行日以後に申し込みがあった工事から適用し、施行日前に申し込みがあった工事については、なお、従前の例による。

附 則(平成15年1月24日水管規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。